

高圧加工食品認証制度 Q&A

- Q1. 食材に高圧加工を施す場合、最終商品に占める当該食材の使用割合（配合ベース）に基準はありますか。
- A1. 基準は設定していませんが、高圧加工食品認証制度で対象とする作用に応じた、最終商品でもたらされる効果について説明を求めています。高圧加工食材の相応な使用が必要となる事が考えられます。
- Q2. JANコードがなくても、高圧加工を施している商品は申請できますか。
- A2. 申請できます。業務用の加工食品などが想定されます。ただし、申請・認証される商品の単位はJANコードが付与される商品の区分けと同じ考えとなります。
- Q3. 認証時に納める手数料等はいくらですか。
- A3. 認証登録料は、初回申請時のみ必要です。（一度、認証を受けている申請者が、別商品の認証を申請し、認証される場合は、登録料は必要ありません。）認証制度登録料は1社につき、大企業は5万円、中小企業は2万円です。認証マーク使用料は1商品につき、1万円必要となります。
- Q4. 登録料は、外注の高圧加工実施者も支払わなければならないのですか。
- A4. 支払は発生しません。登録料は、申請者のみが支払うものです。
- Q5. 申請から認証されるまでに、どのくらいの期間がかかりますか。
- A5. 申請書受理から認証まで1か月程度かかります。認証決定後に、認証書、認証マーク使用許可証、認証制度登録料請求書、認証マーク使用料請求書を郵送します。
- Q6. 認証申請中に認証マークをパンフレット・チラシ等に表示してもいいですか。
- A6. 申請中は、認証マークは表示できません。ただし、認証されるまでの期間は、企業の責任において「(一社)健康ビジネス協議会高圧加工食品認証制度 申請中」と表記することは可能です。
- Q7. 認証期間は2年となっていますが、2年以上認証マークを使用したいときは、更新手続きをする必要はありますか。
- A7. 必要です。認証期間終了日の3か月前から更新手続きを受け付けますので、必要書類を提出してください。なお、協議会から認証期間終了前に更新手続きに関する連絡は行いませんので、各自でご留意ください。
- Q8. キャンペーンの為、商品の包装を少し変更します。変更届を提出する必要はありますか。
- A8. 商品のJANコードを変更しなければ、変更届出書の提出は不要です。